

介護保険

介護保険制度は、誰もが介護が必要となっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支え合うための社会保険制度として、平成 12 年 4 月に開始されました。保険者は文京区で、40 歳以上の区民の方が被保険者となって保険料を出し合い、介護が必要な状態と認定されたときに、費用の一部を負担して介護（予防）サービスを利用することができる仕組みです。

平成 24 年 4 月からは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を行っています。

また、法改正により、平成 27 年 4 月、平成 31 年 4 月及び令和 2 年 4 月に低所得者の保険料軽減を段階的に拡充し、平成 27 年 8 月及び平成 30 年 8 月に、一定以上の所得のある利用者の自己負担を 2 割及び 3 割といたしました。

さらに、平成 28 年 10 月から予防給付の一部（訪問・通所）を区が取り組む地域支援事業に移行し、介護予防・日常生活支援総合事業として開始しました。これにより、高齢者の「社会的な活動への参加」を介護予防に取り入れ、高齢者が地域や社会の中で役割を持ち、いきいきとした生活が継続できることを目指していきます。

1 被保険者

区内に住所を有する 40 歳以上の方は、原則として、文京区の介護保険の被保険者となります。被保険者は、年齢によって次の 2 種類に区分されています。

1) 第 1 号被保険者

65 歳以上の全ての方

2) 第 2 号被保険者

40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している方

※住所地特例

介護保険施設等に入所又は入居する際に、区内からその施設の所在地に住所を移した場合は、引き続き、文京区の介護保険の被保険者となります。

・介護保険被保険者の状況

(各年度末現在)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
第 1 号被保険者	42,657 人	43,005 人	43,442 人	43,628 人	43,955 人
(内数) 住所地特例者数	486 人	556 人	620 人	690 人	716 人

(1) 被保険者証

文京区内に住所があり 65 歳になった方及び文京区に転入された 65 歳以上の方には、被保険者証が交付されます。被保険者証は、介護（介護予防）サービスを利用するために必要な事項が記載されるものです。

なお、40 歳以上 65 歳未満の方は、要介護（要支援）認定の申請をして認定結果が出た場合などに交付されます。

(2) 負担割合証

要介護・要支援認定を受けた方に対し、介護保険の利用者負担割合（1割・2割・3割）を記載した「介護保険負担割合証」を発行します。

(3) 手続き

次のような場合は、申請・届出が必要です。

申請・届出が必要な場合	必要なもの（※）	受付窓口
前住地で要介護（要支援）認定を受けていた方が転入されたとき	介護保険受給資格証明書 （なくても申請可）	介護保険課 認定調査係
要介護（要支援）認定を受けていた方が転出するとき	被保険者証	介護保険課 資格保険料係
区外の介護保険施設等（特別養護老人ホーム等）に転出（入所・入居）するとき		
被保険者証を紛失・破損したとき	紛失の場合は、身分を証明するもの 破損の場合は、破損した被保険者証	
負担割合証を紛失・破損したとき	紛失の場合は、身分を証明するもの 破損の場合は、破損した負担割合証	介護保険課 給付係

（※）マイナンバーを利用する申請・届出があります。

2 保険料

(1) 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

保険料は、介護保険事業計画に基づき、3年ごとに見直しをすることになっています。

第1号被保険者の保険料は、介護保険事業計画で見込んだ第1号被保険者数や介護保険サービスの利用量（介護給付費用）をもとに基準保険料を計算しています。所得状況に応じて比率を掛け、第6期計画期間に引き続き、第7期計画期間も15段階としています。

第7期計画期間（平成30年度～令和2年度）

所得段階	対象者		比率	年額保険料
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が [※] 80万円以下		平成30年度 0.45	32,500円
			令和元年度 0.375	27,100円
			令和2年度 0.30	21,700円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	平成30年度 0.70	50,600円
			令和元年度 0.575	41,600円
			令和2年度 0.45	32,500円
第3段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	平成30年度 0.75	54,200円
			令和元年度 0.725	52,400円
			令和2年度 0.70	50,600円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円
第5段階 (基準額)	本人が住民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が [※] 120万円未満	1.15	83,100円
第7段階		合計所得金額が [※] 120万円以上200万円未満	1.25	90,300円
第8段階		合計所得金額が [※] 200万円以上300万円未満	1.40	101,100円
第9段階		合計所得金額が [※] 300万円以上400万円未満	1.65	119,200円
第10段階		合計所得金額が [※] 400万円以上500万円未満	1.80	130,000円
第11段階		合計所得金額が [※] 500万円以上750万円未満	2.10	151,700円
第12段階		合計所得金額が [※] 750万円以上1,000万円未満	2.50	180,600円
第13段階		合計所得金額が [※] 1,000万円以上2,000万円未満	2.80	202,300円
第14段階		合計所得金額が [※] 2,000万円以上3,000万円未満	3.20	231,200円
第15段階		合計所得金額が [※] 3,000万円以上	3.50	252,800円

※第1段階～第3段階の年額保険料については消費税率引き上げに伴い本来の比率から軽減されています。

(2) 保険料の減免制度

1) 保険料の減免・猶予

災害により損害を受けた場合、世帯の生計中心者の死亡等により著しく生活が困難になった場合又は東日本大震災により被災した場合、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少等した場合は、申請に基づき実状を調査のうえ、保険料の減額及び免除並びに徴収の猶予をします。

2) 保険料の個別減額

次の条件を全て満たす方の保険料を、申請した月から第1段階と同率に減額します。

①介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階であること。②世帯の前年の収入が1人世帯で120万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）。③世帯で所有する預貯金が、1人世帯で240万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）。④居住用以外の土地又は建物を所有していないこと。⑤住民税課税者と生計を共にしていないこと及び住民税課税者の扶養を受けていないこと。⑥原則として保険料を滞納していないこと。

・保険料減免及び徴収猶予の状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計件数		6件	7件	7件	4件	9件
内 訳	保険料の減免・猶予	0件	1件	1件	1件	2件
	保険料の個別減額	1件	1件	3件	0件	4件
	東日本大震災被災者	5件	5件	3件	3件	3件

(3) 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料の納め方

特別徴収と普通徴収の2種類の納め方があります。

1) 特別徴収

老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金を年額18万円（月額1万5千円）以上受給している方が対象で、年金の定期支払（年6回）の際、介護保険料が年金から差し引かれます。

2) 普通徴収

区から送付する納付書で、原則、毎月月末まで（ただし、12月は翌年1月4日まで）に納めます。金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口、主なコンビニエンスストア及び区の介護保険課窓口で納付できます。また、本人等からの申し込みにより、口座振替（自動払込）で納めることもできます。

3) 特別徴収と普通徴収の併用

特別徴収に該当する方の所得金額の変更等により保険料の所得段階が上がった場合、年度途中の特別徴収額は変更できないため、その差額については、普通徴収により納付します。

・保険料収納状況

	調定金額（円）A	収納金額（円）B	収入歩合（％）B/A
平成27年度	3,295,903,200円	3,234,142,300円	98.1%
平成28年度	3,369,039,800円	3,307,416,400円	98.2%
平成29年度	3,408,430,300円	3,349,530,100円	98.3%
平成30年度	3,730,236,900円	3,674,168,400円	98.5%
令和元年度	3,699,425,500円	3,648,346,300円	98.6%

◆ (4) 保険料を滞納した場合の給付制限 ◆

介護保険料を滞納した場合、介護（介護予防）サービス利用時に次の給付の制限があります。

1) 1年以上の滞納

介護（介護予防）サービス費用の全額を一旦利用者が負担し、後日、保険給付分を区に請求します。（償還払い）

2) 1年6か月以上の滞納

区に請求された保険給付分の一部又は全部の支払が差止めとなり、滞納している保険料と相殺されます。

3) 時効になった（2年以上前の）未納保険料

過去10年間遡及した未納期間に応じて、一定期間自己負担割合が、1割又は2割の利用者は3割、3割の利用者は4割に引き上げられ、高額介護（介護予防）サービス費等の給付も受けられなくなります。

・給付制限措置実施件数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
措置実施件数		19件	18件	20件	25件	26件
内 訳	支払方法の変更	3件	2件	3件	5件	4件
	一時差止	0件	0件	0件	0件	0件
	給付額減額	16件	16件	17件	20件	22件

◆ (5) 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の保険料の納め方 ◆

加入している医療保険の算定方法により保険料の額が決まり、医療保険料と一括して納めます。

1) 国民健康保険加入者

国民健康保険の算定方法と同様に、その世帯の第2号被保険者の当該年度の算定基礎額と第2号被保険者数をもとに計算されます。（189ページ参照）

2) 職場の医療保険加入者

給与（標準報酬月額）と加入している医療保険者ごとに設定される介護保険料率に応じて計算されます。

（介護保険課資格保険料係）

3 要介護（要支援）認定

介護保険のサービスを利用するためには、どの程度の介護が必要な状態かを定める要介護（要支援）認定を受ける必要があります。

(1) 対象者

1) 第1号被保険者（65歳以上の方）

身体の障害や認知症などにより、介護を必要とする方や日常生活に支援が必要な方

2) 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方）

指定された16の疾病・疾患により、介護を必要とする方や日常生活に支援が必要な方

(2) 認定調査

調査員が対象者の家庭や施設を訪問して、全国共通の調査票に基づき、心身の状況について調査を行います。

(3) 介護認定審査会

調査員の行った調査結果等をコンピュータ処理して一次判定を行い、さらに介護認定審査会において、一次判定結果、主治医意見書、特記事項をもとに二次判定が行われます。

介護認定審査会は保健、医療、福祉分野の有識者で構成し、11の部会で審査判定を行っています。

(4) 認定期間

新規認定を受けた場合の認定の有効期間は、原則として6か月ですが、状態によっては12か月となります。サービスを継続したい場合は、更新申請が必要です。更新申請の認定期間は原則として12か月ですが、状態によっては3～36か月となります。認定の期間中に状態が変化したときには、区分変更申請をすることができます。その場合の認定期間は、新規申請と同様です。

(5) 要介護（要支援）認定状況

・ 要介護（要支援）認定者数の推移

（各年度3月31日現在）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定者数	8,044人	8,033人	8,244人	8,395人	8,672人

・要介護（要支援）認定申請件数と認定件数

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
申請件数	8,281 件		8,532 件		7,430 件		7,954 件		7,816 件	
認定件数	8,117 件		8,256 件		7,450 件		7,390 件		7,976 件	
認定	認定数	構成比	認定数	構成比	認定数	構成比	認定数	構成比	認定数	構成比
非該当	71 件	0.9%	87 件	1.1%	93 件	1.2%	71 件	1.0%	86 件	1.1%
要支援 1	1,181 件	14.5%	1,195 件	14.5%	1,080 件	14.5%	983 件	13.3%	1,144 件	14.3%
要支援 2	985 件	12.1%	969 件	11.7%	744 件	10.0%	728 件	9.9%	830 件	10.4%
要介護 1	2,055 件	25.3%	2,154 件	26.1%	1,737 件	23.3%	1,803 件	24.4%	1,987 件	24.9%
要介護 2	1,192 件	14.7%	1,201 件	14.5%	1,129 件	15.2%	1,074 件	14.5%	1,158 件	14.5%
要介護 3	859 件	10.6%	862 件	10.4%	865 件	11.6%	819 件	11.1%	884 件	11.1%
要介護 4	911 件	11.2%	916 件	11.1%	928 件	12.5%	974 件	13.2%	950 件	11.9%
要介護 5	863 件	10.6%	872 件	10.6%	874 件	11.7%	938 件	12.7%	937 件	11.7%

※構成比については、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため合計が 100%にならないことがあります。

・被保険者以外の審査・判定状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
生活保護受給者	48 件	55 件	52 件	55 件	50 件

・新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱い（令和 2 年 3 月～）

「更新申請者」の有効期間 12 ヶ月延長	令和元年度	14 件
----------------------	-------	------

（介護保険課認定調査係、認定審査係）

4 保険給付

要介護（要支援）認定の結果に基づき、要介護度に応じた支給基準限度額内であれば、費用の利用者負担分のみの負担でサービスが利用できます。

（1）介護保険で利用できるサービス

【居宅サービス】

○居宅を訪問するサービス

サービス名	内 容
（介護予防）訪問介護（※）	ホームヘルパーの訪問による身体介護や生活援助
（介護予防）訪問入浴介護	簡易浴槽などを居宅に持ち込んでの入浴介助
（介護予防）訪問看護	看護師などの訪問による療養上の世話等
（介護予防）訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などの訪問によるリハビリ
（介護予防）居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などによる訪問指導
居宅介護（予防）支援	介護支援専門員の訪問によるケアプラン作成等の支援

○施設に日帰りで通うサービス

サービス名	内 容
(介護予防) 通所介護 (※)	デイサービスセンターなどへ通所しての日常生活の支援や機能訓練等
(介護予防) 通所リハビリテーション	介護老人保健施設などへ通所してのリハビリ

○施設への短期入所サービス

サービス名	内 容
(介護予防) 短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等へ短期間入所しての日常生活の支援や機能訓練等
(介護予防) 短期入所療養介護	介護老人保健施設等へ短期間入所しての日常生活の支援や機能訓練等

○その他のサービス

サービス名	内 容
(介護予防) 福祉用具貸与	車椅子や歩行器などの福祉用具のレンタル
特定(介護予防) 福祉用具購入	シャワーチェアなどの福祉用具の購入費の支給
(介護予防) 住宅改修	手すり取付け、床段差の解消等の改修費の支給
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどでの日常生活の支援や介護

(※) 介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、総合サービス事業の訪問型及び通所型サービスに移行しました。

【施設サービス】

サービス名	内 容
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームで、常時介助が必要な方に対して日常生活の支援や介護
介護老人保健施設	在宅復帰ができるよう、リハビリを中心に医療上のケアや日常生活の支援
介護療養型医療施設(介護医療院)	主として長期の療養を必要とし、病状が安定している方のための医療施設

【地域密着型サービス】

サービス名	内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が連携した定期巡回と随時対応の介護サービスを提供
夜間対応型訪問介護	定期巡回や通報システムによる随時訪問を行う夜間専用の訪問介護
(介護予防) 認知症対応型通所介護	認知症の方を対象にした通所介護
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	通所を中心に訪問や宿泊のサービス
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じた訪問看護サービス
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者を対象とした共同生活住居で、日常生活の支援や介護
地域密着型通所介護	定員が18名以下の小規模な事業所で、通所介護と同様に日常生活の支援や機能訓練等を提供
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29名以下の小規模な特別養護老人ホームで、日常生活上の支援や介護

(2) 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険サービス費の利用者負担が著しく高額にならないよう、利用者負担額（月額）が世帯合算で次表の上限額を超えた場合、申請によりその超過分が払い戻される仕組みです。

所得区分	上限額(世帯合計) [(個人)とあるのは個人単位の上限額です]
住民税世帯課税※	44,400 円
住民税世帯非課税	24,600 円
<ul style="list-style-type: none"> ● 合計所得金額及び課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方 ● 老齢福祉年金の受給者 	(個人) 15,000 円
生活保護の受給者	(個人) 15,000 円
利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000 円

※ 住民税世帯課税のうち 1 割負担者のみの世帯については、年間(8 月～翌年 7 月)の上限額が 444,600 円(月額 37,200 円相当)となります(令和 2 年 7 月までの時限措置)。

・高額介護（介護予防）サービス費の支給状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	23,873 件	28,685 件	28,859 件	29,067 件	30,672 件
金額	260,152,397 円	344,634,940 円	350,520,853 円	384,065,143 円	498,644,127 円

(3) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の両方の利用者負担額(年額)が、世帯内で下表の算定基準額を超えた場合、申請によりその超過分が払い戻される仕組みとなっています。

医療分は高額介護合算療養費、介護分は高額医療合算介護（介護予防）サービス費として、各保険者から支給されます。

所得区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険 (75 歳以上の人がある世帯)	被用者保険又は国民健康保険 + 介護保険 (70 歳～74 歳の人がある世帯)	所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	被用者保険又は国民健康保険 + 介護保険 (70 歳未満の人がいる世帯)
課税所得 690 万円以上	212 万円	212 万円	901 万円超	212 万円
課税所得 380 万円以上	141 万円	141 万円	600 万円超 901 万円以下	141 万円
課税所得 145 万円以上	67 万円	67 万円	210 万円超 600 万円以下	67 万円
一般	56 万円	56 万円	210 万円以下	60 万円
住民税 非課税	Ⅱ	31 万円	住民税世帯非課税	34 万円
	Ⅰ	19 万円		

※住民税非課税Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税である方のうち、Ⅰに該当しない方。

Ⅰ・・・住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入 80 万円以下でその他の所得がない方。

※計算対象期間は、毎年 8 月から翌年 7 月までの 12 か月間

※毎年 7 月 31 日時点で加入している医療保険の所得区分を適用

※住民税非課税Ⅰの方が複数いる世帯の場合、介護保険分の算定基準額に限り、住民税非課税Ⅱの 31 万円となるため、高額医療合算介護（介護予防）サービス費のみ不支給となる場合があります。

・高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	901 件	1,866 件	1,605 件	909 件	1,629 件
金額	29,940,772 円	69,135,264 円	67,612,387 円	37,919,593 円	71,116,582 円

（4）特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

施設（ショートステイを含む）を利用した際の居住費や食費の利用者負担は、所得に応じて負担限度額が設けられ、限度額を超える分は特定入所者介護（介護予防）サービス費として支給されます。

・負担限度額

利用者負担段階	居 住 費（日 額）				食 費 （日額）
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室 （相部屋）	
第 1 段階	820 円	490 円	① 320 円 ② 490 円	0 円	300 円
第 2 段階	820 円	490 円	① 420 円 ② 490 円	370 円	390 円
第 3 段階	1,310 円	1,310 円	① 820 円 ② 1,310 円	370 円	650 円
第 4 段階 （基準費用額）	2,006 円	1,668 円	① 1,171 円 ② 1,668 円	① 855 円 ② 377 円	1,392 円

※①は介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護の場合、②は介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護医療院）、短期入所療養介護の場合。

※第 4 段階の居住費・食費については基準費用額（国が定めた平均的な額）です。

・特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	8,487 件	7,244 件	7,279 件	7,044 件	6,945 件
金額	249,246,037 円	237,854,876 円	238,126,109 円	227,256,559 円	217,268,898 円

(5) 利用者負担額軽減

介護保険のサービスを利用する方のうち、所得が少なく生計が困難な利用者を対象に、利用者負担額の軽減制度があります。

1) 生計困難者に対する利用者負担額軽減制度

次の要件に該当された方は、申請し認定を受けることで費用（介護保険の利用者負担額、施設での食費・居住費）の25%（老齢福祉年金の受給者は50%）が軽減されます。

☆該当要件

世帯人数	1人	2人以上
年間収入	150万円以下	以後、世帯人数が1人増えるごとに50万円を加えた額
預貯金額	350万円以下	以後、世帯人数が1人増えるごとに100万円を加えた額
その他	住民税が世帯非課税であること。 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 介護保険料を滞納していないこと。	

・対象サービス

【居宅サービス】

○訪問介護 ○（介護予防）訪問入浴介護 ○（介護予防）訪問看護 ○（介護予防）訪問リハビリテーション ○通所介護 ○（介護予防）通所リハビリテーション ○（介護予防）短期入所生活介護 ○（介護予防）短期入所療養介護

【施設サービス】

○介護老人福祉施設サービス

【地域密着型サービス】

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○（介護予防）認知症対応型通所介護 ○（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【介護予防・日常生活支援総合事業】

総合サービス事業の訪問型サービス及び通所型サービスのうち国基準サービス

・生活困難者に対する利用者負担額軽減制度の利用状況

認定有効期間	人 数
平成27年8月1日～平成28年7月31日	64人
平成28年8月1日～平成29年7月31日	57人
平成29年8月1日～平成30年7月31日	41人
平成30年8月1日～令和元年7月31日	39人
令和元年8月1日～令和2年7月31日	28人

2) 利用者負担額の減額・免除（災害による損害を受けた場合、収入が著しく減少した場合）

災害により損害を受けた場合や世帯の生計中心者の死亡等により著しく生活が困難になり、利用者負担額が支払えなくなった場合又は東日本大震災により被災した場合の被保険者に対して申請に基づき実状を調査のうえ、利用料を減額又は免除します。

・利用者負担額減免の状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合計件数		2 件	2 件	2 件	1 件	1 件
内 訳	災害による減額・免除	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	東日本大震災被災者	2 件	2 件	2 件	1 件	1 件

3) 訪問介護サービスの利用者負担額軽減（制度移行措置）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による訪問介護利用において、境界層該当者として定率負担額が 0 円となっている方で、次のいずれかの状態になった方は申請することにより、利用者負担額が免除されます。

- ① 65 歳到達以前のおおむね 1 年間に障害者施策による訪問介護を利用していた方で、65 歳に到達したことで介護保険の対象となった方
- ② 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護（要支援）状態となった方（40 歳以上 65 歳未満の方）

(6) 保険給付の状況

1) 介護給付

	人 数	回 数	介護給付費
平成 27 年度	210,055 人	2,305,324 回	11,792,310,692 円
平成 28 年度	214,809 人	2,324,611 回	11,812,971,849 円
平成 29 年度	217,011 人	2,365,458 回	12,258,036,919 円
平成 30 年度	221,992 人	2,394,309 回	12,437,819,841 円
令和 元 年度	227,072 人	2,451,231 回	12,622,717,602 円

令和元年度	人 数	回 数	介護給付費
訪問通所サービス			
訪問介護	22,477 人	304,541 回	1,543,944,981 円
訪問入浴介護	1,882 人	9,093 回	118,677,340 円
訪問看護	14,236 人	88,306 回	684,199,736 円
訪問リハビリテーション	1,567 人	8,311 回	57,284,811 円
通所介護	16,246 人	157,244 回	1,131,799,900 円
通所リハビリテーション	4,096 人	28,652 回	238,420,124 円
福祉用具貸与	28,460 人	824,696 回	388,260,386 円
小 計	88,964 人	1,420,843 回	4,162,587,278 円
短期入所サービス			
短期入所生活介護	3,764 人	31,122 回	273,724,906 円
短期入所療養介護	688 人	5,424 回	63,154,633 円
特定施設入居者生活介護（短期利用型）	25 人	252 回	1,613,464 円
小 計	4,477 人	36,798 回	338,493,003 円
その他居宅サービス			
居宅療養管理指導	51,462 人	108,397 回	352,031,242 円
特定施設入所者生活介護	12,378 人	358,695 回	2,384,268,138 円
居宅介護支援	41,573 人	—	630,938,987 円
小 計	105,413 人	467,092 回	3,367,238,367 円
償還払い			
居宅介護住宅改修費	458 人	748 回	36,166,414 円
居宅介護福祉用具購入費	542 人	610 回	15,244,814 円
その他償還払い	0 人	0 回	0 円
小 計	1,000 人	1,358 回	51,411,228 円
居 宅 介 護 サ ー ビ ス 合 計	199,854 人	1,926,091 回	7,919,729,876 円
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	613 人	15,630 回	94,442,828 円
夜間対応型訪問介護	299 人	2,310 回	16,531,312 円
認知症対応型通所介護	1,300 人	11,572 回	123,801,504 円
小規模多機能型居宅介護	1,042 人	21,768 回	215,007,805 円
認知症対応型共同生活介護	1,659 人	49,765 回	435,200,593 円
地域密着型介護老人福祉施設	203 人	5,950 回	55,540,490 円
看護小規模多機能型居宅介護	309 人	4,751 回	89,356,945 円
地域密着型通所介護	9,184 人	61,827 回	386,737,366 円
地 域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス 合 計	14,609 人	173,573 回	1,416,618,843 円
施設サービス			
介護老人福祉施設	7,093 人	222,673 回	1,885,291,566 円
介護老人保健施設	3,910 人	107,643 回	1,130,702,098 円
介護療養型医療施設	611 人	17,606 回	212,049,496 円
介護医療院	127 人	3,645 回	45,211,923 円
特定診療費	611 人	—	9,788,305 円
特別療養費	130 人	—	745,848 円
特別診療費	127 人	—	2,579,647 円

施設介護サービス合計	12,609人	351,567回	3,286,368,883円
総合計	227,072人	2,451,231回	12,622,717,602円

2) 予防給付

	人数	回数	介護給付費
平成 27 年度	30,797 人	198,618 回	497,374,077 円
平成 28 年度	32,065 人	223,979 回	495,731,234 円
平成 29 年度	20,785 人	214,213 回	287,220,496 円
平成 30 年度	20,778 人	233,603 回	281,391,059 円
令和元年度	23,008 人	249,869 回	305,560,665 円

令和元年度	人数	回数	介護給付費
訪問通所サービス			
介護予防訪問入浴介護	8 人	18 回	156,242 円
介護予防訪問看護	1,778 人	7,902 回	55,423,515 円
介護予防訪問リハビリテーション	213 人	998 回	6,450,319 円
介護予防通所リハビリテーション	828 人	4,279 回	27,762,399 円
介護予防福祉用具貸与	6,292 人	187,131 回	28,183,986 円
小計	9,119 人	200,328 回	117,976,461 円
短期入所サービス			
介護予防短期入所生活介護	84 人	375 回	2,541,906 円
介護予防短期入所療養介護	1 人	3 回	27,940 円
小計	85 人	378 回	2,569,846 円
その他居宅サービス			
介護予防居宅療養管理指導	3,874 人	7,501 回	23,939,442 円
介護予防特定施設入所者生活介護	1,399 人	40,818 回	95,230,773 円
介護予防居宅介護支援	8,111 人	—	40,804,797 円
小計	13,384 人	48,319 回	159,975,012 円
償還払い			
介護予防住宅改修費	227 人	374 回	19,666,570 円
介護予防福祉用具購入費	167 人	199 回	3,855,845 円
その他償還払い	0 人	0 回	0 円
小計	394 人	573 回	23,522,415 円
介護予防サービス合計	22,982人	249,598回	304,043,734円
地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0 人	0 回	0 円
介護予防小規模多機能型居宅介護	26 人	271 回	1,516,931 円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0 人	0 回	0 円
地域密着型介護予防サービス合計	26人	271回	1,516,931円
総合計	23,008 人	249,869 回	305,560,665 円

(介護保険課給付係)

5 地域支援事業

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に実施しています。

地域支援事業についての事業概要は「高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）」

(65 ページ)、「介護予防・日常生活支援総合事業」(69 ページ)及び「認知症の方やその家族に対する支援」(83 ページ)に掲載しています。

6 地域密着型サービス指定状況

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、文京区が地域の特性を活かした整備計画を策定し、事業者の指定・指導監督を行います。原則として、区内に住所を有する被保険者がサービスを利用することができます。なお、平成 28 年 4 月に利用定員 18 人以下の通所介護事業所が地域密着型サービス事業に移行しました。

区内指定地域密着型サービス事業所：43 か所（令和 2 年 4 月 1 日現在）

介護保険法第 78 条の 2 第 1 項・78 条の 13 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定により指定した地域密着型サービス事業所

◎ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護〔1 か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
グッドライフケア 24	45 人	西片 2-19-15	本富士地区

◎ 夜間対応型訪問介護〔1 か所〕

事業所名	所在地	日常生活圏域
SOMPO ケア 小石川 夜間訪問介護	本郷 4-24-8 春日タワービル 11 階	本富士地区

◎ (介護予防) 認知症対応型通所介護〔7 か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
文京白山 高齢者在宅サービスセンター	12 人	白山 5-16-3	富坂地区
泉湧く憩いの家 ※共用型	3 人	千石 2-31-9	富坂地区
小石川デイサービスセンター ※介護予防は実施せず	10 人	春日 2-4-8	富坂地区
文京くすのき 高齢者在宅サービスセンター	12 人	大塚 4-18-1	大塚地区
文京本郷 高齢者在宅サービスセンター	12 人	本郷 4-21-2	本富士地区
デイサービスセンター ゆしまの郷	24 人	湯島 3-29-10	本富士地区
文京千駄木 高齢者在宅サービスセンター	12 人	千駄木 5-19-2	駒込地区

◎ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護〔5 か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
小規模多機能型居宅介護 いきいき礪川	25 人	小石川 2-16-1	富坂地区
SOMPO ケア いきいき小日向小規模多機能	25 人	小日向 2-8-15	大塚地区
優つくり小規模多機能介護 文京小日向	29 人	小日向 1-23-26	大塚地区
ユアハウス弥生 ※介護予防は実施せず	29 人	弥生 2-16-3	本富士地区
グッドライフケア向丘	29 人	西片 2-19-15	本富士地区

◎ 看護小規模多機能型居宅介護〔1か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
千石にじの家	29人	千石4-1-2	富坂地区

◎ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護〔9か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
泉湧く憩いの家 ※介護予防は実施せず	9人	千石2-31-9	富坂地区
グループホーム白山みやびの郷	18人	白山2-29-9	富坂地区
グループホームいつつ星	18人	小石川5-11-8	富坂地区
グループホーム文京あやめ	27人	小日向1-23-20	大塚地区
優つくりグループホーム 文京小日向	18人	小日向1-23-26	大塚地区
のんびり家	14人	向丘1-16-26	本富士地区
グッドライフケアホーム向丘	18人	西片2-19-15	本富士地区
お寺のよこ	9人	向丘2-38-5	駒込地区
文京ひかりの里	27人	本駒込5-66-5	駒込地区

◎ 地域密着型通所介護〔16か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
あしつよ・文京	15人	春日2-13-1	富坂地区
文京区介護予防拠点 いきいき礪川	15人	小石川2-16-1	富坂地区
GENK I N E X T 茗荷谷	15人	小石川5-21-5	富坂地区
リハビリ・デイサービス 虎SUN	10人	白山5-18-11	富坂地区
デイサービスセンターファンライフ 文京	18人	千石3-13-11	富坂地区
信和リハビリデイサービス千石	13人	千石4-16-2	富坂地区
レコードブック千石	18人	千石4-38-10	富坂地区
MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス 教育の森	10人	大塚3-20-7	大塚地区
MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス	10人	大塚4-12-10	大塚地区
リハビリ道場	9人	大塚6-27-6	大塚地区
ゆららデイサービス	13人	水道2-10-17	大塚地区
デイサービス だるま	18人	千駄木3-42-16	駒込地区
デイサービス With 千駄木	17人	千駄木4-16-2	駒込地区
ステップぱーとなー千石	10人	本駒込2-14-8	駒込地区
リハビリ・デイサービス 虎SUN動坂店	10人	本駒込4-42-11	駒込地区
いきいきらいふ SPA 駒込	10人	本駒込5-72-1	駒込地区

◎ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〔3か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
地域密着型特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ文京春日	17人	春日1-9-21	富坂地区
特別養護老人ホーム文京小日向の家	24人	小日向1-23-26	大塚地区
地域密着型特別養護老人ホーム 文京大塚みどりの郷	29人	大塚4-50-1	大塚地区

(介護保険課事業指導係)

7 介護保険相談窓口

介護保険に関する相談及び苦情への対応と、介護サービスに関する情報提供を行うために、相談窓口を設置しています。

・介護保険相談窓口対応件数 (単位：件)

区分	相談					苦情				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要介護認定	325	450	402	186	216	1	3	1	0	0
保険料	12	11	3	0	5	0	1	0	0	0
ケアプラン	6	4	2	3	2	0	1	0	0	0
サービス供給量	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
介護報酬	1	1	3	1	2	0	0	0	0	0
その他制度上の問題	13	8	10	4	8	2	0	0	0	0
行政の対応	14	16	9	0	2	5	3	0	0	1
サービス提供、保険給付	363	451	399	200	151	34	35	14	5	15
その他	867	686	740	825	771	7	5	7	3	1
合計	1,603	1,627	1,570	1,219	1,157	49	48	22	8	17

(介護保険課介護保険相談係)

8 介護人材確保・定着支援等

(1) アクティブ介護

(事業開始 平成21年度)

東京都社会福祉協議会に加入する区内特別養護老人ホームなどの施設長・センター長が中心となって、区内介護サービス事業者による「アクティブ介護実行委員会」を組織し、介護の魅力の発信や介護人材の創出に取り組んでいます。

平成30年度で10周年を迎えたイベント「アクティブ介護文京」では、令和元年度、「高齢になっても安心して暮らせる地域社会を目指して」と題し、介護業界で活躍する著名人によるトークセッションや健康体操、健康講座や体力測定及び福祉用具の展示や体験等、誰でも楽しみながら介護に興味や関心を持ってもらえるような様々なプログラムを実施しました。また、文京区社会福祉協議会との共催による「福祉のしごと相談・面接会」も同日開催しました。

・アクティブ介護開催実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催日	11月18日	12月13日	11月21日	1月16日	12月17日
参加者数	648人	735人	1,391人	622人	956人

(2) 区内介護事業所等見学ツアー

(事業開始 平成 27 年度)

これから就業を意識する学生などの世代を対象に、バスで区内の介護事業所を巡り、利用者とのふれあいや介護の現場で働いている職員の話などを通じて、介護の仕事への興味や関心を高めるツアーを行っています。

・実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者数	19 人	22 人	7 人	9 人	19 人

(3) 若年層向け介護の仕事啓発冊子の配布

(事業開始 平成 27 年度)

キャリアデザインの一助となるよう、将来の人材である中学生等に向けて、介護の仕事の魅力を伝える冊子を配布しています。職場体験や、介護の現場で働いている職員による学校などへの出張講座及び大学祭などのイベントで活用しています。

(4) 出張講座

(事業開始 平成 29 年度)

介護の仕事について理解・関心を深めると共にイメージアップを図るため、学校や団体向けに介護施設で働く職員等による講演や体験型のイベントを交えた出張講座を行っています。

・実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数	3 回	1 回	4 回

(5) 介護の魅力発見映画上映会

(事業開始 令和 2 年度)

介護の仕事に対する理解・関心を深め魅力を知ってもらう機会として、学生や介護の仕事に興味のある方を対象に、介護の現場及び介護を題材とした映画を上映し、併せて介護や高齢者を研究テーマとする大学教授や区内介護サービス事業所の職員等による講演を行います。

(介護保険課介護保険相談係)

(6) 新任介護職員人材育成プログラム研修

(事業開始 平成 30 年度)

介護人材の確保の一環である職員の離職防止、定着促進及び区内介護事業者同士のネットワーク作りを目的として、区内の介護職員のスキルアップを図りネットワーク構築を支援するため、新任介護職員人材育成プログラム研修を実施しています。

・実施状況

	平成 30 年度	令和元年度
実施回数	7 回	7 回

(介護保険課事業指導係)

◆ (7) 介護施設従事職員住宅費補助 ◆

(事業開始 平成 28 年度)

介護人材の確保・定着と施設の防災拠点化を推進するため、福祉避難所に指定された区内の特別養護老人ホーム等の事業所に従事する職員に対し、住宅費を補助しています。

・実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
補助人数	30 人	51 人	58 人	56 人
補助金額	3,620,000 円	4,065,000 円	6,269,877 円	5,630,479 円

◆ (8) 介護ロボット導入補助 ◆

(事業開始 平成 28 年度)

介護サービス事業者が職員の負担軽減や働きやすい職場環境の整備を目的に、国の「介護ロボット等導入支援事業」に基づき介護ロボットを導入する際に、促進事業として経費の一部を補助し使用状況報告を受けています。

◆ (9) E P A 介護福祉士候補者受入事業補助 ◆

(事業開始 平成 30 年度)

介護保険施設等が、経済連携協定（E P A）及び交換公文に基づく介護福祉士候補者を受け入れる際に必要な初期費用の一部を補助しています。外国人労働者の受入体制の整備を促進し円滑な育成を支援することで、新たな介護人材の確保に繋がっていきます。

・実績

	平成 30 年度	令和元年度
マッチング数	6 人	5 人
受入れ数	—	6 人

(介護保険課介護保険相談係)

◆ (10) 介護職員初任者研修及び実務者研修受講費補助 ◆

(事業開始 平成 30 年度)

介護従事者の確保及び定着を支援し、質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保するため、初任者研修等を受講した後に、区内の介護サービス事業所で正規職員として6月以上勤務した職員に対し、研修受講費を補助しています。

・実績

	平成30年度	令和元年度
初任者研修（補助金額）	2人（100,000円）	2人（100,000円）
実務者研修（補助金額）	0人（0円）	10人（660,224円）

（介護保険課介護保険管理係）

9 その他

(1) 介護サービス事業者連絡協議会

区と区内の介護サービス事業者により連絡協議会を開催し、介護に関する情報共有及び事業者間の連携を確保することで、円滑かつ適正な介護サービスを区民等へ提供しています。

令和元年度末の協議会への加入数は、201事業者です。

また、部会として、介護従事者の資質・実務能力の向上に資するための研修会（居宅・訪問・通所等）を行っています。

	協議会・部会	内 容
1	令和元年5月10日 介護サービス事業者連絡協議会	・東京都における福祉サービス第三者評価事業について ・平成30年度介護保険相談窓口受付状況について ・文京区介護職員初任者研修・実務者研修受講費補助制度について等
2	令和元年6月19日 居宅部会	・「整形外科疾患とケアプラン」 講師：高齢者あんしん相談センター富坂センター長 望月 修
3	令和元年7月2日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「実地指導のポイント」 講師：文京区福祉部介護保険課事業指導係 佐藤 友紀子
4	令和元年9月24日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「利用者の権利擁護とは何か～意思決定支援を中心に～」 講師：東洋大学社会学部社会福祉学科教授 高山 直樹
5	令和元年10月28日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「介護現場におけるハラスメント対策について ～自分を守り、ご利用者を守る～」 講師：介護・福祉系法律事務所おかげさま代表弁護士 外岡 潤
6	令和元年11月15日 介護サービス事業者連絡協議会	・上半期介護保険相談窓口受付状況について ・アクティブ介護文京2019について ・文京区自殺対策計画の策定及び在宅人工呼吸器使用者の把握について等
7	令和2年1月20日 通所・施設合同部会	・「高齢者施設における感染症対策」 講師：文京区保健衛生部予防対策課保健指導係長 加藤 たか子
8	令和2年2月12日 訪問・通所・施設合同部会	・「介護事業所・高齢者施設での災害時対応 防災・減災について」 講師：防災・減災アドバイザー 田原 ひとみ

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月の部会は中止。

(2) 介護事業者情報検索等システム

(事業開始 平成 27 年度)

介護サービスの利用者や介護サービス事業者の利便性を高めるため、事業者の基本情報や介護サービスの空き情報をインターネットで検索できるシステムを運用しています。平成 30 年 7 月より「職員募集サイト」の機能を追加し、介護サービス事業所の求人情報も入手できるようにしています。

また、介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業者向けに最新の介護関係情報や区主催の研修会情報を提供する情報サイトを開設しています。

(介護保険課介護保険相談係)

(3) 事業者実地指導等

実地指導は、介護サービス事業者等を支援することを基本として、法令の遵守と適正な制度運営及び介護給付対象サービスの質を確保することを目的に実施しています。

介護サービス事業者等が遵守すべき法令のポイントについて集団指導で周知を行うとともに、居宅介護支援事業者の質の向上を図るため、ケアプラン点検事業を実施し、より良いケアプランの作成ができるように事業者ごとに個別指導を行っています。

1) 実地指導実施状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
サービスの種類	居宅介護支援	7 件	6 件	5 件	4 件	7 件
	通所サービス	5 件	3 件	3 件	2 件	5 件
	訪問サービス	7 件	7 件	7 件	11 件	6 件
	短期入所サービス	1 件	3 件	3 件	3 件	1 件
	地域密着型サービス	8 件	8 件	8 件	8 件	8 件
	施設サービス	1 件	2 件	3 件	2 件	2 件
	その他	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
合 計		30 件	30 件	30 件	31 件	30 件

2) ケアプラン点検事業実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施事業所数	12 事業所	12 事業所	12 事業所	12 事業所	11 事業所
参加人数	28 名	41 名	51 名	69 名	53 名

(介護保険課事業指導係)

(4) 介護保険特別会計

介護保険事業は、介護保険料、国・都の支出金、社会保険診療報酬支払基金の交付金及び区の一般会計からの繰入金をもって、保険給付や事業の実施に必要な経費に充てることとなっており、特別会計により運営しています。

【歳入】

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	収入済額	構成比率	収入済額	構成比率	収入済額	構成比率
保 険 料	3,373,094,720 円	22.2%	3,698,084,700 円	23.7%	3,673,668,900 円	23.1%
使用料及び 手 数 料	6,000 円	0.0%	5,400 円	0.0%	6,600 円	0.0%
国庫支出金	3,074,554,658 円	20.3%	3,190,645,545 円	20.4%	3,270,464,685 円	20.6%
支払基金 交 付 金	3,799,768,168 円	25.0%	3,750,404,598 円	24.0%	3,797,206,759 円	23.9%
都支出金	2,076,268,637 円	13.7%	2,133,478,640 円	13.7%	2,146,009,167 円	13.5%
繰 入 金	2,525,847,000 円	16.6%	2,534,889,000 円	16.2%	2,565,003,000 円	16.2%
繰 越 金	287,151,871 円	1.9%	300,436,257 円	1.9%	416,054,115 円	2.6%
諸 収 入	40,248,159 円	0.3%	20,790,795 円	0.1%	7,885,500 円	0.0%
財産収入	868,000 円	0.0%	814,000 円	0.0%	681,000 円	0.0%
合 計	15,177,807,213 円	100.0%	15,629,548,935 円	100.0%	15,876,979,726 円	100.0%

【歳出】

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	支出済額	構成比率	支出済額	構成比率	支出済額	構成比率
総 務 費	599,947,704 円	4.0%	579,219,795 円	3.8%	593,056,423 円	3.8%
保険給付費	13,215,511,884 円	88.8%	13,382,780,195 円	88.0%	13,730,192,021 円	87.7%
地域支援 事業費	721,075,420 円	4.8%	758,595,591 円	5.0%	738,257,584 円	4.7%
基金積立金	92,082,264 円	0.6%	245,099,483 円	1.6%	305,898,241 円	2.0%
諸支出金	248,753,684 円	1.7%	247,799,756 円	1.6%	285,298,315 円	1.8%
予 備 費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
合 計	14,877,370,956 円	100.0%	15,213,494,820 円	100.0%	15,652,702,584 円	100.0%

※各年度中の構成比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各区分の合計が100%にならない場合があります。

(介護保険課介護保険管理係)